「地域・保護者」説明会の結果について

横浜市教育委員会事務局学校計画課 平成17年9月20日

●平成17年6月21日に、並木地区小規模校再編検討委員会による「意見書」が、横浜市教育長に提出され、再編検討委員会での検討が終了しましたので「地域・保護者」を対象とした説明会を開催しました。

説明

----(1)並木地区小規模校再編検討委員会における検討経過及び結果

(2)耐震に関する「学校施設・敷地」の安全性について

(3)新校の教育の概要について

日時 : 平成17年7月18日(月)

10:00から

場所 : 並木第三小学校「体育館」

説明と内容

(1)並木地区小規模校再編検討委員会における検討経過及び結果

[主な内容]

- ①小規模化が進んでいる並木第二小学校と並木第三小学校の2校を1校に再編統合することが適当である。
- ②使用する学校施設は、現在の「並木第二小学校」が適当と考える。
- ③再編統合の時期は、平成18年4月とする。
- ④統合校の学校名は、「並木中央小学校」とすることが望ましい。等

<特記事項>

*建物・地形・地質等の安全性について「横浜市が行政としての責任を果たした上で、再編統合について進めていただきたい。

(2)耐震に関する「学校施設・敷地」の安全性について

要望書の内容(抜粋)

並木第二小および並木第三小学校の立地場所に関する地形・地質的な環境および震災対策について

〇立地場所の地形・地質的な状況から、並木第三小学校のほうが地震に対して安全性が高い。再編統合を並木 第二小学校とした場合は、災害時の避難場所として並木第二小学校のほかに、安全な場所を確保する必要が ある。

●上記要望書に対して

「神奈川大学工学部建築学科 荏本 孝久教授(工学博士)」の液状化についての見解について、横浜市まちづく り調整局施設整備課から説明がありました。

(詳しくは、並木地区小規模校再編検討委員会ニュースVo.10又は横浜市教育委員会HPをご覧ください。)

○液状化の発生範囲

液状化の発生範囲は一般的な危険度として、次のようなケースが重なる場合に発生しやすいと考えられる。また、 液状化が発生する範囲は地表面からの深さが約20m程度までの砂地盤であると言われています。<u>①均質な砂質</u> 地盤であること、②緩る詰めの砂地盤であること、③地下水位が高いこと

○浚渫土(しゅんせつど)「盛土部分」の液状化危険度

「浚渫土については、並木第二小学校の地下部分は建設発生土を使用して埋め立てを行っているため、砂に比べれば液状化の心配は少ないと言えます。一般的には砂により埋め立てられた場所は液状化の可能性は高くなる。また場合によっては液状化による大きな被害が予測されるが「浚渫土」は一般に砂より粒子が小さく液状化したくい。

- ○液状化の影響範囲は、10m~20mの深さの位置にある砂地盤であり、液状化に伴う噴砂、噴水が発生し、その影響で地震後には地表面は沈下する。この観点から「地盤から地上まで10m(並木第三小)でも30m(並木第二小)でも20m以上の部分を考えるとあまり変わらない」。並木第二小は、層厚が大きいがN値(地盤の強度を表す指標)が大である。並木第三小は浅いが、N値がほとんどゼロに近くて極めて小さく、液状化がより発生しやすいと考える。
- ○沖積層での液状化は懸念されるが、当該建物は支持層まで埋め込まれた杭が設けられているので、過去の被害例(新潟県地震、昭和39年)から見ても転倒や大きな傾斜が生じることは考えにくい。

「FL法・PL法の定義」

- *地震による地盤の液状化現象の発生の有無を検証する計算方法。FL法は土の横抵抗力係数と地震時の水平力・鉛直力の比との割合を算出し、土の横抵抗力係数の方が上回れば、地震の水平力を受けても地盤の横抵抗が勝り、液状化を起こさないというもの。地中の深度ごとに測定ポイントを決めて計算する。PL法はFL値を元に深さ方向の各液状化率を合計し、地盤全体の液状化判定を総合的に行うもの。
- ○並木第二小の支持層(土丹層)には、北東方向へ傾斜する谷構造を示しているが、FL法、PL法による液状化の可能性について比較検討結果から、支持層直上の砂質シルト、粘土質シルト層などの地層は液状化の可能性の低い層であり、また、この地層上面は比較的平坦(敷地内で高低差は、約2~3m程度)であることから、谷構造に起因して大規模な液状化による側方流動が発生することは考え難い。

○FL法による結果(終局限界)から、FL<1.0で液状化が発生する地層厚は、並木第二小で約8.0m、並木第三小では約4.5mであるが、その数値は並木第三小のほうが小さく(液状化が発生しやすい)、PL値では、両校とも17 程度であることから(1964年新潟地震における新潟市内の液状化発生地点でのPL値は約30~40程度)、液状化の発生の可能性および規模は、並木第二小、並木第三小ともに同程度であると考えられる。

(3)新校の教育の概要について

*並木中央小学校の「教育の特色づくり」について説明がありました。

「並木中央小学校」の開校にむけて、「子どもたちの交流活動」「校舎改修」等すでに取り組みが開始されており、 今後、「学習環境の充実」「情報教育の充実」「各種活動の充実(音楽発表等)」を含む学びの環境改善を検討す ることとなっています。

~質疑応答~

①【検討委員会に関すること】

- ■検討委員会で統合校の設置場所の検討にあたって、両校施設見学会が行われたとき、並木第二小学校は「ふるさと祭り」を開催していたようだが、並木第三小学校は休日のため、子ども達はおらず、にぎわいかた等条件が違っていると思うがどうか。
- →並木第二小学校のほうで行事を行っていて、並木第三小学校がやっていなかったという面では、違いがあったかと思うが、両校の施設を客観的に見学していくことについては、大きな影響を受けるほど違った条件ではなかったと考えています。 (学校計画課)
- ■その見学会で、並木第三小学校を案内するときに、保護者も通らないところを案内されたと聞いているが、それ は事実か。
- →並木第三小学校は、かねてより緑が多く、校長会等でも評判が良かったので、それも観ていただきたく思い案内 をしました。他意はございません。 (並木第三小校長)
- ■小規模校再編検討委員会の位置づけについて、行政機関なのかよくわからない。検討委員会というものが絶大な権限を発揮しているように思う。多数決まで使って何かの結論、すなわち「どちらかを残す、どちらかを無くす」についても、実質多数決を導入してやっておられる、これだけ相拮抗したなかで、多数決を持ち込んだら大変なことになることは、皆さんが確か第5回検討委員会のなかで、緊迫した議論を展開していたことはよくわかるんですけど、そもそも検討委員会というものは何なんだ、どういう形で委員が任命されたんだということが、いまだに漠然としている。検討委員会というくらいだから、結論なんか無くていいんじゃないか、という気がするがどうか。
- →並木地区小規模校再編検討委員会の位置づけということですが、平成15年12月に教育委員会として、「基本方針」を定め、その中に「小規模校の再編統合」についてのあり方・進め方が記されております。この小規模校というのは、市全体の問題であると同時に地域の問題でもあり、地域の各種代表の方々に検討委員になっていただき、「再編統合の時期・新しい学校名・統合校の校舎の設置場所」等についてご議論をいただいたということでございます。教育委員会が先に、独自に案を作って、地域に了解を求めるというやり方ではなく、学校の問題、地域の問題ということで、検討委員の皆さんで再編計画の案を作っていただこうという方式であります。やはりこのような再編等の案を教育委員会が勝手に作って行うのではなく、地域の皆さんの意見・協議を経まして煮詰めていくのが重要なことと考えまして、このような方式にしたということでございます。最終的な再編統合については、学校条例の一部改正について市議会の議決を経て行われることになります。 (学校計画課)
- ■多数決をやってまでということか。何が何でも結論は一つだということか。
- →並木地区の再編検討委員会の議論のなかで、統合校の校舎について議論が分かれたところはありましたが、再編統合の最終的な案を固めていくなかでは、使用する校舎について決定をしていただかざるを得なかったということです。地元の方々のご意見をお聞きしながら、検討委員会のなかで十分議論あるいは協議を行いながら、最終的に検討委員会として決定したということです。 (学校計画課)
- ■これだけ、拮抗しているのだから、行政が再編統合校について、両校のどちらを選ぶかにあたり、それぞれの「メリット・デメリット」を整理し、行政で決定するということはしなかったのか。このようなアイデアはなかったのか。
- →再編統合後の設置場所のみを行政が決定するという方法もあるとは思いますが、私どもは再編統合が昨年が1年目ということもございましたので、できる限り行政がその部分だけを抜き取って決めるというようなことではなく、地域の皆さんで全部決めて頂くことがよかろうという考えで、そのようなやり方をとったということでございます。これまで実施した「金沢区・緑区・栄区」のケースを鑑みながら、今年度から着手しております他の区の現状を踏まえて、生かしてまいりたいと考えております。 (学校計画課)
- ■先ほどから「地域の皆様」という言葉が出ているが、代表で出ている方は、自治会長がほとんどでその中でいろんな自治会長さんのお話を聞いたなかで、自治会員の意見を集約して委員会へ持っていっていただいたか、ということについて「私見で決めた」ということがあったが、それに関して、検討委員会を立ち上げた事務局として、「自治会長は自治会の意見を集約して委員会の場に臨んでください」等を話しているのか。
- →並木地区に限らず、自治会長・町内会長あるいはPTA会長の方々は、それぞれのエリア地域の代表であるということは認識しておりますし、代表としてのご意見と思いますけれど、個々の意見の集約方法につきましては、あ

くまでも自主的な組織でありますので、そのようなことはお話しておりません。 (学校計画課)

- ■今回の統合について、様々な問題、意見の食い違い、なかたがい等たくさんあった。地域住民の意見を吸い上げていたか疑問である。検討委員会ニュースもどちらかが有利になるような記載がされている。すべてのことを書いていない。どちらかに都合の悪いことは載せていない。保護者が教育委員会に出している要望が無視されている等公正に議論されていない。地域住民の意見がはじに追いやられている。学校側や教育委員会側から誠意を感じなかった。過去のことをいまさら蒸し返しても、決まったことはしようがない。誠意を持って進めていただきたい。質問するが、統合後の教員の人員構成について、概要を教えてほしい。
- →校長1人・副校長1人は当然であり、一番大切なことは「現並木第三小の児童」は、通学する校舎が変わることから これまで教えてくれた先生方が誰もいないという状況では問題があると思いますし、そのような環境の変化はきび しい状況になってしまいます。現時点ではっきりとした人員構成については、申し上げることはできませんが、教 員の配転システムが、平成16年度より変更されており、これによって適切な人材の確保等が今まで以上に行われ るのではないかと考えます。今後、並木中央小学校の教員配置については、努力してまいります。(学校計画課)
- →再編統合という特殊な事情を考慮しながら、人事異動についてもこれから取り組んでいきますということです。 (司会)
- ■委員の任命はどのような形でやったのか、今回の説明会の議事録というようなものは出るのか。
- →検討委員の人選は、地域の連合会長に相談申し上げ、最終的に教育長が任命しております。議事録については、これまで発行しておりました検討委員会ニュースのようなものは出すことは考えておりませんが、どのようなものになるかわかりませんけれども、本日の説明会の内容がわかるようなものは出していきたいと思います。また周知の仕方についても検討していきます。 (学校計画課)

②【学校の耐震に関すること】

- ■要望だが、これまでの説明で両校の安全性について同等だという見解がだされた。しかし、耐震構造のためのブレースで子どもたちがケガをするとか、もし地震が起こって並木第三小学校が被害が少なかった場合は、行政の責任としてその場合は、並木第三小学校のほうに拠点を変えることを、教育委員会や行政からでも提示することを約束していただきたいと思います。
- →地震が仮に起きて、並木第二小学校が倒壊して、並木第三小学校が残れば、そのような考え方もあると思うが、 あくまでも仮定の上でのご発言でありますので、今の段階では統合校は並木第二小学校ということで考えていき たいと思います。 (学校計画課)
- →耐震補強でブレースによるケガを心配されておりますが、構造上ブレースによってケガをするような構造にはなっていないため、ブレースによるケガは考えられません。 (まちづくり調整局)
- ■先ほどの要望は、もし何かあった場合、役所としての責任を取ってくださいという要望を受け付けてくださいということなので、受け付けてくれるのか、くれないのか、はっきり明言していただきたい。
- →仮定の話の中で、ご意見のようなことも選択肢としてあるかと思うが、現在耐震補強工事も進められているところであり、両校とも安全性について同等であるということですので、安心していただきたいと思います。 (学校計画課)
- →要望として議事録に記載させていただきます。 (司会)
- ■地域の要望があれば、並木第三小学校に変えることもあるかもしれないということだったんですけど、私が要望したのは並木第三小学校のほうが被害が少なくて、ブレース等で子どもたちがケガをしたり、地震等で並木第三小学校のほうが被害が少ない場合には、教育委員会もしくは行政のほうから、拠点を変えるということを提示するということをお願いします。
- →仮に地震によって並木第二小学校の校舎が倒壊し全く使用できない、しかし並木第三小学校は校舎が使える状態にあるというような状況であれば、並木第三小学校で授業をするという可能性はあるとは思いますが、ただ、どちらも建物は残っているが被害の程度というものは、これは、仮定の話であり、実際に起きてみないとわからないことですので、なんともお答えしようがないということです。 (学校計画課)
- ■その被害のために、いろいろな見解が出されたわけで、同等であるという見解が出されたわけですから、並木第 三小学校のほうが被害が少ないという見解を出されたわけではないのですか。
- →今ある既存のデータで同等であるという説明をしました。 (学校計画課)
- ■地震が起こったとき、並木第三小の被害が並木第二小より少なかったら、行政の責任において変えるということを 約束していただけませんかという要望なんですが、おわかりになりませんか。
- →地震による被害の状況や危険性等で、学校を変えるというようなことではありません。今後、来年の春、またそれ 以降に向けて、並木第二小学校においては、安全な教育環境を整えていくため、整備することになっています。 (学校計画課)
- →「並木中央小学校」として、現在の並木第二小学校の建物を使って、18年度から発足するということを前提の説明 会ということをご理解いただければと思います。 (司会)

③【跡活用について】

■跡地活用に関して、並木第三小学校はこれまで地域防災拠点に指定されており、コミュニティハウスもあります。 統合だけを進めて、これで終わりではなく、跡地活用の面においても統合を決めた方達が責任を持って申し送り をし、丸投げにしないようにしていただきたい。

→学校施設としての機能が無くなることによって、地域防災拠点の指定を取り消されるのではないかということについては、これまでも検討委員会ニュース等で申し述べてきたところですが、本市総務局危機管理対策室の見解では、跡利用の施設が地域防災拠点としての機能を有して、跡施設の管理者が引き続き、地域防災拠点ということで指定を了承するのであれば、例外的に指定をする。ちなみに地域防災拠点の要件は、「デジタル無線が整備されている」「防災備蓄庫が設置されている」等があり、現実に並木第三小学校は、地域防災拠点としての機能を有しているので、今後続けられる可能性が高いのではないかと考えます。また、丸投げせずに検討委員会のメンバーがかかわっていくようにとのことですが、教育委員会としても関係ないということではなく、金沢区が事務局として現在行っている跡利用検討委員会についても一緒にやっていきますので、よろしくお願いします。(学校計画課)

■防災拠点が残る可能性が高いということだが、それはどこか確約していることか。

- →地域防災拠点の所管が総務局危機管理対策室であり、確認したところ「地域防災拠点としての機能を有しており、 跡施設の管理者が地域防災拠点としての指定を了承してくれれば例外的には存続は可能である」ということであ り、今現在、跡施設の管理者が決まっていないため100%残りますとは言えないということです。 (学校計画課)
- ■他の場所で、学校関係者の方が「地域防災拠点は残る」という発言をされているようだが、可能性があるという段階で、残るという発言をされると誤解が生じる。可能性が高いということは、残らないという可能性もあるということですね。利用者がそれを認めなければ、了承しなければ残らない可能性もあるがどうか。
- →存続の要件は、「施設の管理者が了承した場合」ということであり利用者ではありません。跡施設の管理者になるのは、限りなく市役所あるいは区役所のどこかが所管するということであるため、そのような意味で可能性が高いという表現で説明しております。ただ、100%決まっていないので存続すると言いきれないことをご理解いただきたい。 (学校計画課)
- →学校関係者が残るという発言をしたということですが、これまで学校側にも教育委員会側にも、数多くの問い合わせがあります。そのなかで、100%残るとは言えないと回答したとたんに、防災拠点が残らないあるいは残るかどうかわからない等の噂になってしまい、それによって様々な誤解が生じていることから、「地域防災拠点として残る」というような発言になったのかとは思います。学校関係者がどのように発言しているかは、今現在確認できておりませんが、残せる可能性が高いということです。 (学校計画課)
- □私たちは今、地域防災拠点として残してほしいという署名を集めている。その署名を9月市会に提出する予定だが、教育委員会側から地域の皆さんに正しい情報を伝えていただきたい。この件を、もし議事録に入れて配付するのであれば、100%ではないことをお伝えいただきたい。
- →ご要望として承ります。 (司会)

④【その他】

- ■「情報」を正しく伝えていただきたい。今後、保護者や地域がこのような説明会をやってくださいということが集まれば、市や区の方は開いてくれるのか。これまで両校合同の説明会をやってほしいという要望をしたが、並木第二小からそのような要望がないのでできないと言われた。学校長に電話をしたら、たらい回しにされた。希望があればこのような会を設けることを約束してください。
- →今後、新校の準備に向けてアンケートを取ることや、準備状況について「学校だより」あるいは「保護者だより」等でお知らせしていくことになります。また学校としても説明会の開催を予定していると伺っています。 跡利用については、跡利用の検討組織を立ち上げて、8月には第1回の会合を開催することになっており、区役所が事務局となっていることから、どのような形になるかは決まっていないが情報は流れることになると考えています。 (学校計画課)
- →質問者の表現は自由ですが、たらい回しという表現については、誤解を招くので説明させていただきます。私が答えたのは、検討委員会の内容については事務局である学校計画課、あるいはPTA会長に聞いて頂きたい。その上で説明会が必要ならという意味です。検討委員会の内容がよくわからないのでということでしたので、検討委員会ニュースを参照して「それ以外の中身はありません」と何度お断りしても、ただ「説明会を開け」だけだったので、私は開きませんという結論を言ったわけです。 (並木第三小校長)
- ■並木第二小学校と並木第三小学校のこれまでの歴史を保存する「資料室」のようなものは設置されるのか。
- →どのような形になるかは検討中ですが、両校の歴史・足跡について残していければと考えています。(学校計画課)
- →学校としても、大変大事にしていきたいという案件です。現在、両校の校長・PTA等で検討しています。

(並木第二小校長)

「地域・保護者」説明会の結果について、横浜市教育委員会のホームページでもご覧いただけます。 ◎並木地区「地域・保護者」説明会の結果

http://www.city.yokohama.jp/me/kyoiku/gakku/syoukibo/index.html